

令和5年度 山形県よろず支援拠点コーディネーター公募要領

公益財団法人山形県企業振興公社では、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（山形県よろず支援拠点事業）の実施にあたり、県内中小企業、小規模事業者を支援するコーディネーターを以下のとおり募集します。

コミュニケーション能力に優れ、親身に熱意を持って中小企業の支援に取り組んでくださる方のお申し込みをお待ちしております。

1 職種

コーディネーター

募集人数2名

- ①DX関係に強みを持つ即戦力のコーディネーター 1名
- ②食関連商品の開発関係に強みを持つ即戦力のコーディネーター1名

（注）原則として月8日業務に従事するものとします。また、具体的な日数は相談の上決定します。

募集人数は、予算等により減ずることもありますので、あらかじめ御了承ください。

2 業務内容

よろず支援拠点チーフコーディネーターの統括のもと、コーディネーターとして各人の有する専門性、経営課題分析力・コミュニケーション力、ネットワーク力などを駆使し、支援機関等と協力・連携しながら、次に掲げる中小企業・小規模事業者支援等の業務を行う。

(1) 総合的・先進的経営アドバイス

他の支援機関では十分に解決できない経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、一定の解決策を提示するとともに、フォローアップを実施する。

(2) 支援チーム等編成支援

チーフコーディネーター等を中心に、中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームを編成し支援する。

(3) ワンストップサービス

チーフコーディネーター等を中心に、支援機関等との接点がなく相談先に悩む県内中小企業・小規模事業者の相談窓口として広く相談に応じ、必要に応じて、支援機関・専門家を紹介する等、適切な支援を行う。

(4) 支援機関等連携強化等業務

支援機関、地域プラットフォームの構成機関、大学、企業、公設試験研究機関等の組織との連携強化等のために、定期的な会議・相談会、セミナー&個別相談会等を開催する。

(5) その他支援業務

その他、中小企業・小規模事業者及び支援機関等に対し、山形県よろず支援拠点事業の広報や支援に必要な業務を実施する。

3 応募資格要件

(1) のいずれかに該当し、かつ(2)及び(3)を満たすこと。

(1) 経営の専門的な課題に対して、以下のいずれかの専門的な知識を有し、具体的な提案ができる方

① DXの推進（デジタル技術を活用した業務の効率化、生産性の向上、人手不足対策等）

② 食関連商品の開発、販売促進等

(2) 公用車又は自家用車を運転して山形県内の企業を訪問し、業務遂行が可能な方

※原則公用車使用。自家用車使用の場合、ガソリン代・高速利用料金は、よろず支援拠点が負担。

- (3) パソコン (Excel、Word、パワーポイント)、インターネット、メールを活用して業務遂行が可能な方

4 契約条件等

- (1) 報酬 (一日又は半日単位)
日額 25,000 円 (消費税及び地方消費税別途加算)
※業務への従事が半日 (4 時間以上 7 時間 45 分未満) の場合は、日額の半額
- (2) 旅費・交通費
山形県企業振興公社の規程による
- (3) 契約期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務時間
8:30~17:15 (休憩時間 60 分を含みます。)
- (5) 社会保険等
業務委託契約のため、社会保険、労働保険はありません。
- (6) 報酬等支払方法
原則として、毎月末締め、翌月支払い
- (7) 従事日
原則として月 8 日とし、従事日数は相談のうえ決定
- (8) 業務場所
山形県よろず支援拠点※、出張相談会場、セミナー開催場所等
※総合窓口 〒990-2473 山形市松栄 1-3-8
山形県産業創造支援センター 2 階
- (9) 適格請求書 (インボイス) 関係
適格請求書発行事業者の登録を行っていただくようお願いします。

5 応募方法

- (1) 公募期間
令和 3 年 2 月 22 日 (水) ~ 令和 3 年 3 月 3 日 (金) 12 時必着
- (2) 提出書類
- ① 応募申請書 (様式 1)
 - ② コーディネーター応募申請書 (様式 2)
 - ③ 履歴書 (任意様式・写真貼付・PC 作成可)
 - ④ 職務経歴書 (任意様式・PC 作成可)
 - ⑤ 暴力団排除に関する誓約書 (様式 3)
- (3) 書類提出先
次の場所に持参又は郵送で提出してください。
山形県よろず支援拠点
〒990-2473 山形市松栄 1-3-8
山形県産業創造支援センター 2 階

※提出された書類は返却いたしません。採択に至らなかったときは、当方の責任で廃棄いたします。

※封書あて名面に朱書きにて、「令和 5 年度山形県よろず支援拠点コーディネーター募集に係る応募申請書在中」と、ご記載ください。

●応募に当たっての注意事項

- ① 本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益 (自らの本業への誘導) のために利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- ② 次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由等を公表する場合があります。

す（六に該当することにより取り消した場合を除く。）。

- 一 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- 二 応募申請内容に虚偽があることが判明した場合
- 三 国、実施機関又は全国本部に虚偽の報告をしたことが判明した場合
- 四 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- 五 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- 六 心身に著しい障害があるため、コーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
- 七 その他、本事業のコーディネーターとして不適格と認める場合

●次に該当する方は応募できません。

- ・成年被後見人及び被保佐人
- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

6 選考方法等

- (1) 書類審査 結果については令和3年3月8日（水）までにご連絡します。
- (2) 面接審査 令和3年3月上旬から中旬を予定しております。
- (3) 結果連絡 令和3年3月中旬頃通知します。

※可否の理由に関する問い合わせについては、応じかねますのでご了承ください。

7 その他

委託決定又は委託契約後も、本事業の目的や内容から逸脱した行為、応募書類に虚偽がある場合、社会的信用を失墜する行為などを行った場合は、委託契約を取り消す場合があります。

※今回の募集については、令和5年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（山形県よろず支援拠点事業）を、当公社が受託し、また、事業に係る予算が、国会で可決・成立した場合に限ります。

【お問い合わせ】

山形県よろず支援拠点（担当：須貝）

〒990-2473 山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター2階

TEL: 023-647-0708 FAX: 023-643-2882